

6 障害児通所支援事業所における加配加算と人員配置に関する調査

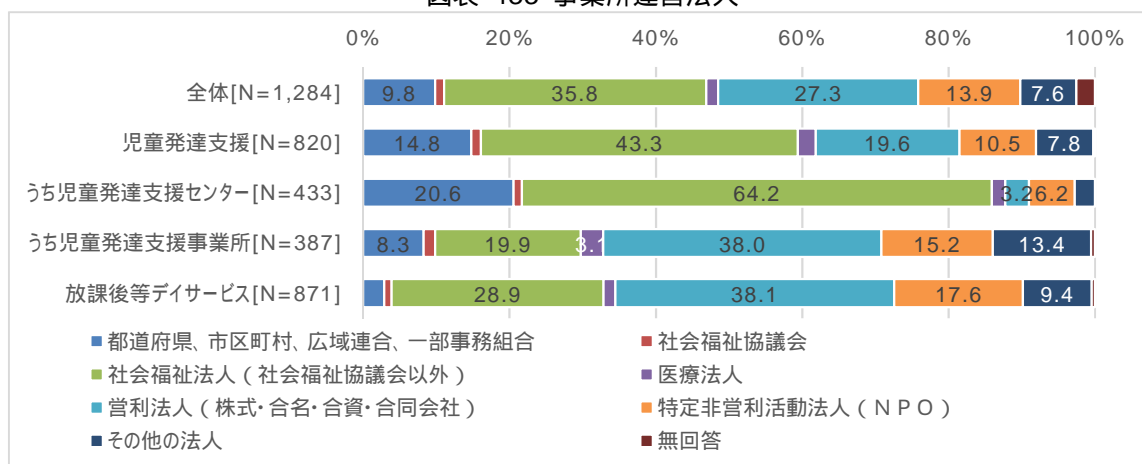
以下では、児童発達支援と放課後等デイサービスを併置して集計値を表記している。また、児童発達支援については、児童発達支援センターと児童発達支援事業所に区分して集計値を表記している。なお、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を実施している事業所は、それぞれに重複して計上しているため、標本数の合計は「全体」の標本数に一致しない。

(1) 事業所の基本情報

事業所運営法人

事業所運営法人は、全体で「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が35.8%、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が27.3%、「特定非営利活動法人（NPO）」が13.9%等となっている。

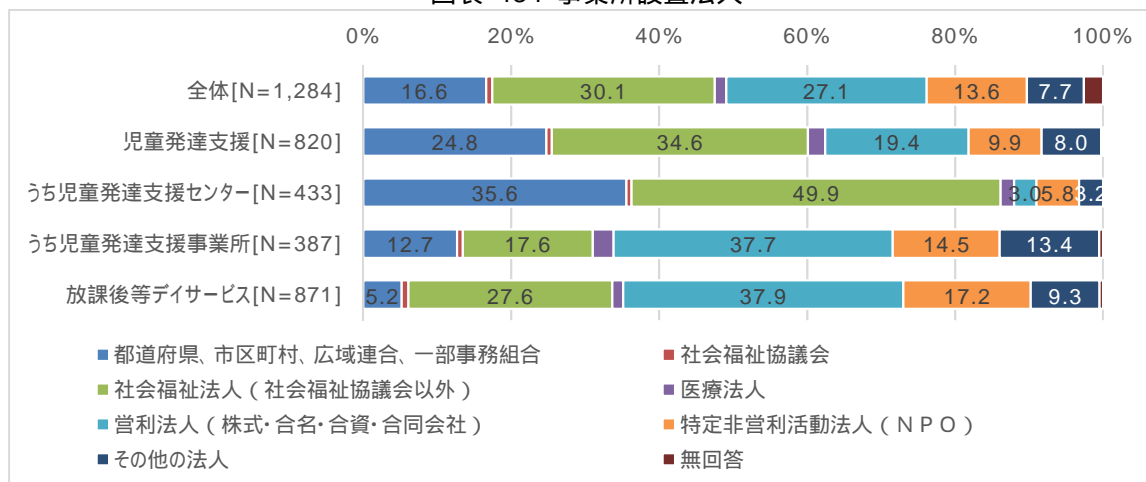
図表 433 事業所運営法人



事業所設置法人

事業所設置法人は、全体で「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が30.1%、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が27.1%、「都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合」が16.6%等となっている。

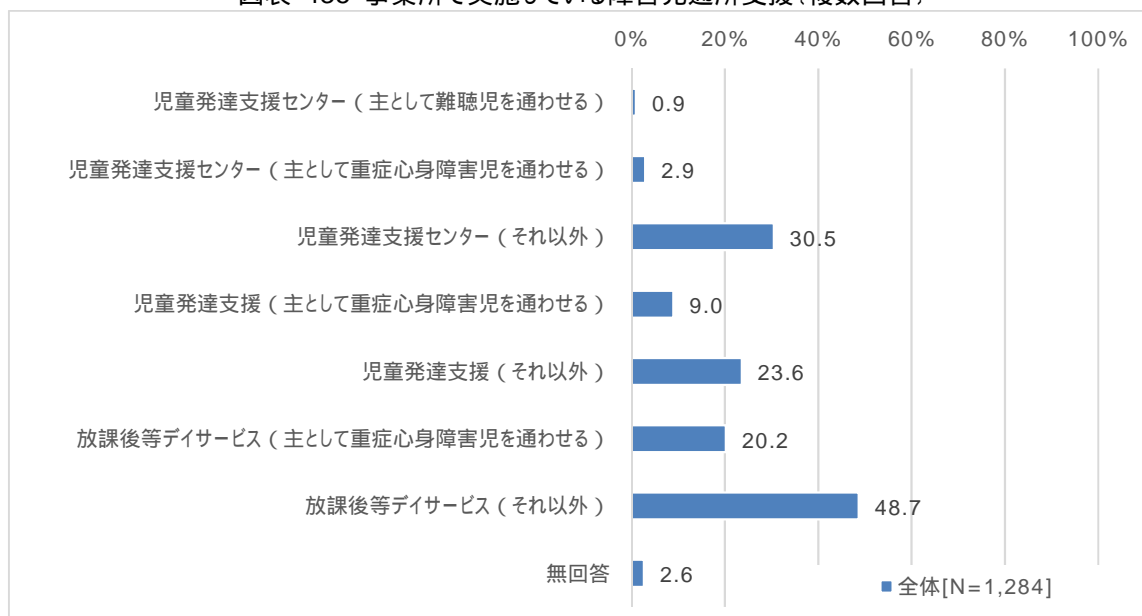
図表 434 事業所設置法人



事業所で実施している障害児通所支援

事業所で実施している障害児通所支援は、全体で「放課後等デイサービス（それ以外）」が48.7%、「児童発達支援センター（それ以外）」が30.5%、「児童発達支援（それ以外）」が23.6%、「放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる）」が20.2%等となっている。

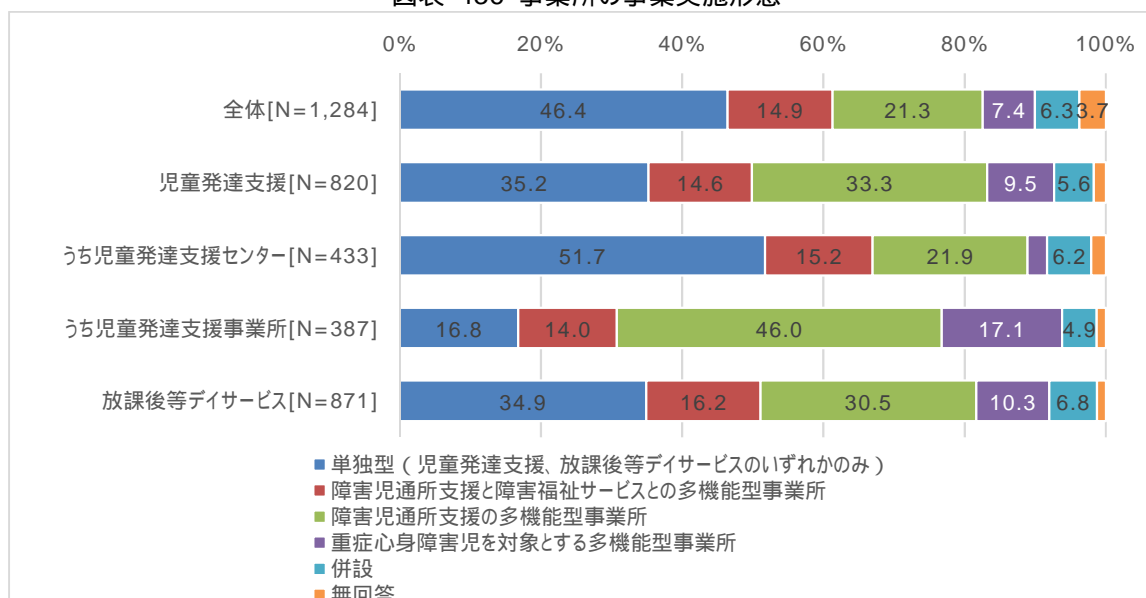
図表 435 事業所で実施している障害児通所支援（複数回答）



事業所の事業実施形態

事業所の事業実施形態は、全体で「単独型（児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれかのみ）」が46.4%と多くっており、次いで、「障害児通所支援の多機能型事業所」が21.3%となっている。

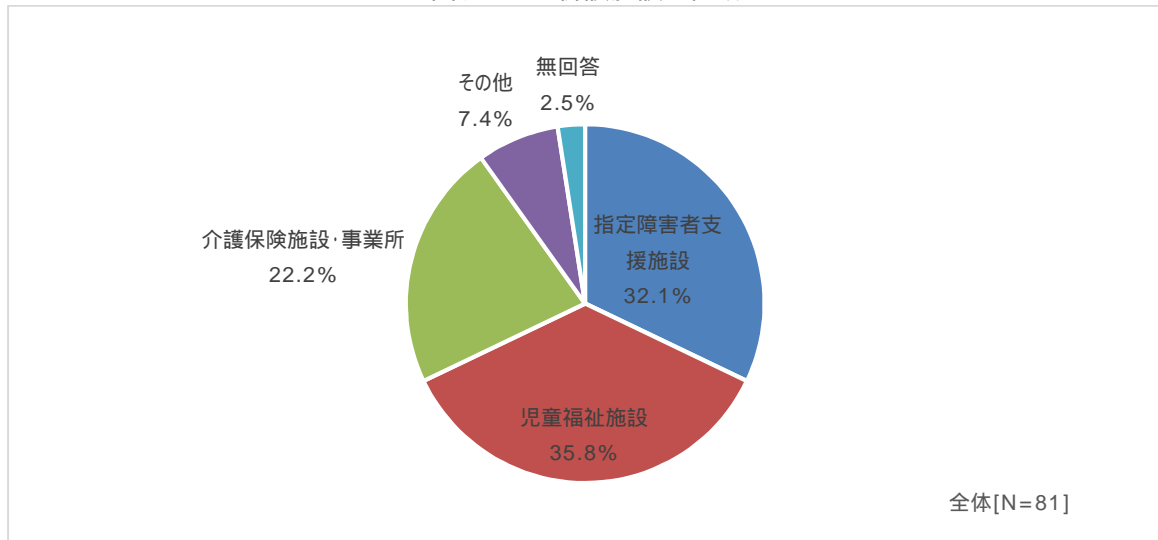
図表 436 事業所の事業実施形態



併設施設の種類

事業実施形態が「併設」の事業所に、併設施設の種類を聞いたところ、「児童福祉施設」が35.8%、「指定障害者支援施設」が32.1%、「介護保険施設・事業所」が22.2%となっている。

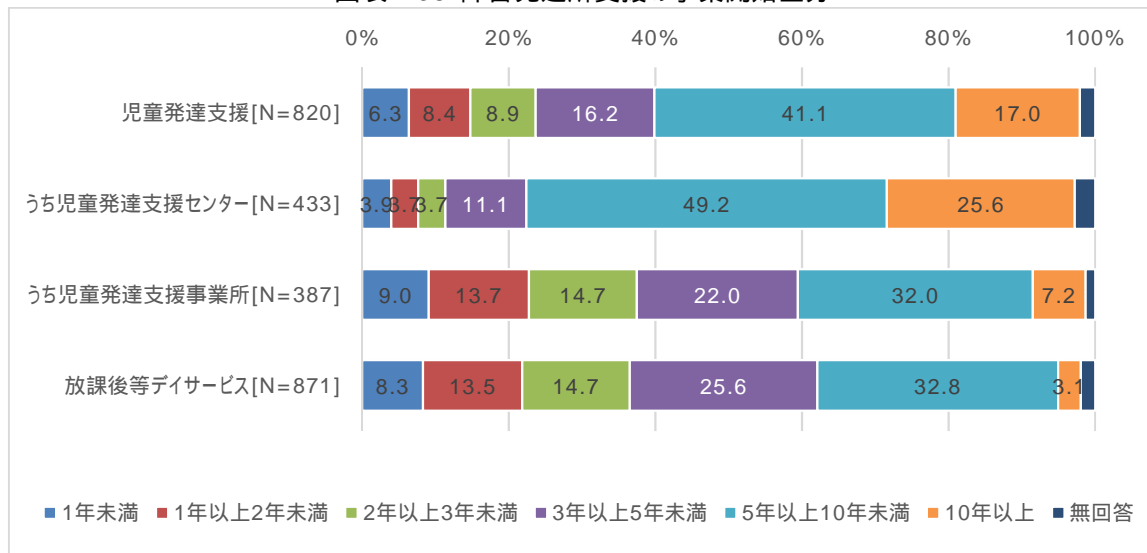
図表 437 併設施設の種類



障害児通所支援の事業開始からの期間

障害児通所支援の事業開始からの期間は、児童発達支援では「5年以上10年未満」が41.1%、「10年以上」が17.0%、「3年以上5年未満」が16.2%となっている。放課後等デイサービスでは、「5年以上10年未満」が32.8%、「3年以上5年未満」が25.6%となっている。

図表 438 障害児通所支援の事業開始区分

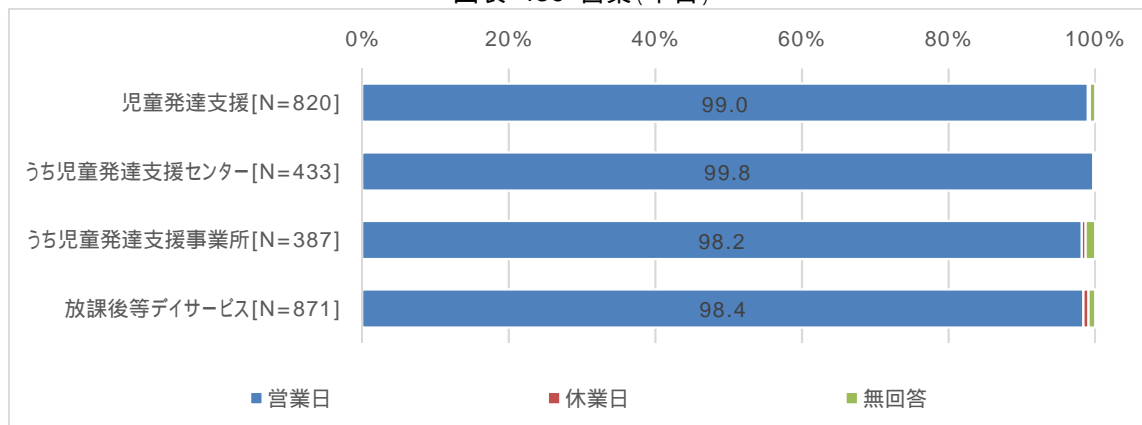


営業日・営業時間

平日、土曜日、日祝日の営業状況と、営業している場合の営業時間、サービス提供時間を聞いた。

平日については、児童発達支援、放課後等デイサービスとも、ほとんどが営業している。児童発達支援で「営業時間」は平均で8.6時間、「サービス提供時間」は6.2時間となっている。放課後等デイサービスでは「営業時間」は平均で8.2時間、「サービス提供時間」は5.1時間となっている。

図表 439 営業(平日)

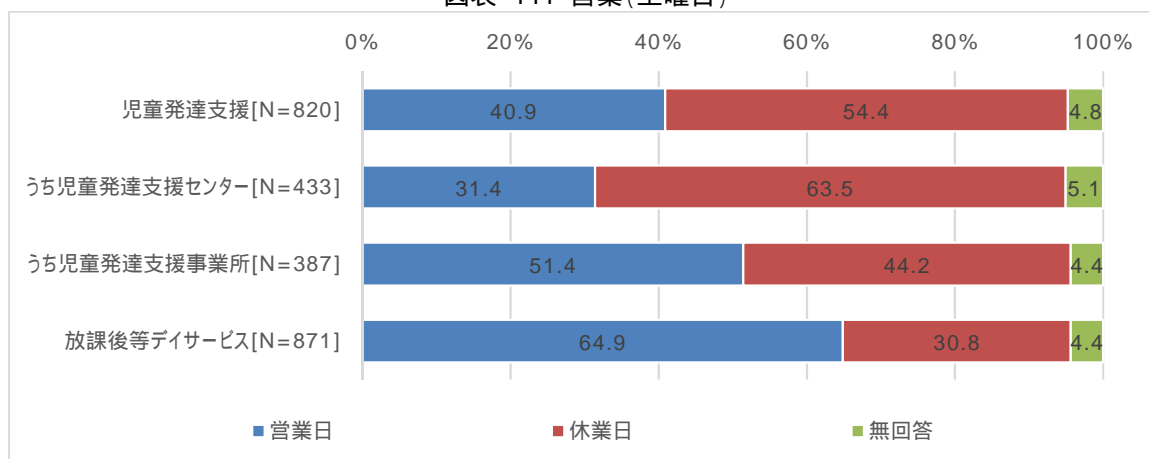


図表 440 営業時間(平日)

平均値(時間)	児童発達支援 [N=810]	うち児童発達 支援センター [N=431]	うち児童発達 支援事業所 [N=379]	放課後等デイ サービス [N=841]
営業時間	8.6	8.6	8.5	8.2
サービス提供時間	6.2	6.1	6.3	5.1

土曜日は、児童発達支援で「営業日」が40.9%、放課後等デイサービスで「営業日」が64.9%となっている。児童発達支援で「営業時間」は平均で8.1時間、「サービス提供時間」は6.1時間となっている。放課後等デイサービスでは「営業時間」は平均で8.5時間、「サービス提供時間」は6.8時間となっている。

図表 441 営業(土曜日)

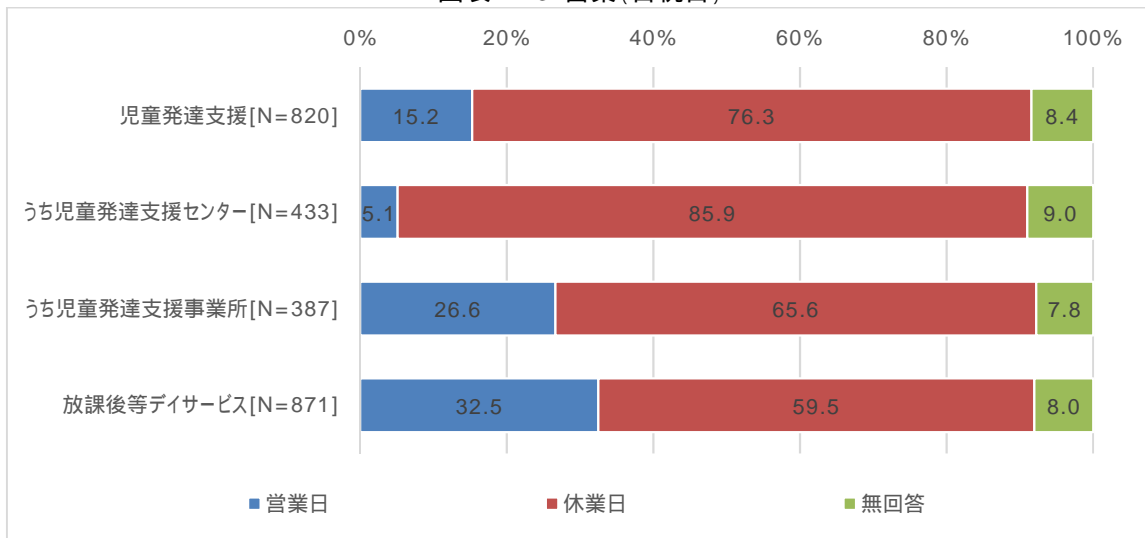


図表 442 営業時間(土曜日)

平均値(時間)	児童発達支援 [N=333]	うち児童発達 支援センター [N=135]	うち児童発達 支援事業所 [N=198]	放課後等デイ サービス [N=559]
営業時間	8.1	7.8	8.3	8.5
サービス提供時間	6.1	5.5	6.5	6.8

日祝日は、児童発達支援で「営業日」が15.2%、放課後等デイサービスで「営業日」が32.5%となっている。児童発達支援で「営業時間」は平均で8.6時間、「サービス提供時間」は6.6時間となっている。放課後等デイサービスでは「営業時間」は平均で8.7時間、「サービス提供時間」は6.9時間となっている。

図表 443 営業(日祝日)



図表 444 営業時間(日祝日)

平均値(時間)	児童発達支援 [N=125]	うち児童発達 支援センター [N=22]	うち児童発達 支援事業所 [N=103]	放課後等デイ サービス [N=279]
営業時間	8.6	8.8	8.5	8.7
サービス提供時間	6.6	6.6	6.5	6.9

障害児通所支援の定員数等

障害児通所支援の定員数は、児童発達支援で平均21.0人、放課後等デイサービスで9.6人となっている。令和元年9月の営業日数は、児童発達支援で平均20.4日、放課後等デイサービスで21.7日となっている。

図表 445 障害児通所支援の定員数等

平均値(人、日)	児童発達支援 [N=788]	うち児童発達 支援センター [N=421]	うち児童発達 支援事業所 [N=367]	放課後等デイ サービス [N=843]
障害児通所支援の定員数	21.0	30.4	10.2	9.6
障害児通所支援の営業日数(令和元年9月)	20.4	19.9	21.0	21.7

障害児通所支援の利用者数

令和元年9月の障害児通所支援の利用者数は、児童発達支援で平均実人数26.8人、延べ人数248.8人、放課後等デイサービスで平均実人数19.5人、延べ人数140.6人となっている。

図表 446 障害児通所支援の利用者数(令和元年9月)

平均値(人)	児童発達支援 [N=748]	うち児童発達 支援センター [N=392]	うち児童発達 支援事業所 [N=356]	放課後等デイ サービス [N=767]
障害児通所支援の実利用者数(令和元年9月)	26.8	40.3	12.0	19.5
障害児通所支援の延利用者数(令和元年9月)	248.8	413.7	67.2	140.6

(2) 利用者について

障害種別の実利用者数

令和元年9月の障害種別の実利用者数は、児童発達支援で発達障害9.7人、知的障害9.4人等となっている。放課後等デイサービスで発達障害7.5人、知的障害6.3人等となっている。

図表 447 障害種別実利用者数

平均値(人)	児童発達支援 [N=731]	うち児童発達 支援センター [N=386]	うち児童発達 支援事業所 [N=345]	放課後等デイ サービス [N=753]
知的障害	9.4	16.2	1.8	6.3
発達障害	9.7	13.5	5.5	7.5
肢体不自由	1.3	2.0	0.6	0.9
聴覚障害	0.7	1.2	0.1	0.1
視覚障害	0.0	0.1	0.0	0.1
重症心身障害	1.4	1.4	1.4	3.5
精神障害	0.0	0.0	0.0	0.1
難病	0.3	0.3	0.2	0.2
その他	1.4	1.7	1.1	0.4
不明	2.4	3.6	1.0	0.4
合計	26.7	40.1	11.6	19.4

通学先別による実利用者数の内訳

放課後等デイサービスの通学先別による実利用者数の内訳を聞いたところ、小学生の「特別支援学級」が平均4.8人、「特別支援学校」が4.7人等となっている。平均で小学生が12.5人、中学生が3.5人、中卒以上が3.0人となっている。

図表 448 通学先別による実利用者数の内訳

平均値(人)	放課後等デイサービス[N=735]		
	小学生	中学生	中卒以上
通常学級	2.9	0.3	0.1
うち、通級指導教室	1.1	0.1	0.0
特別支援学級	4.8	0.7	0.2
特別支援学校	4.7	2.5	2.7
訪問教室	0.1	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0
合計	12.5	3.5	3.0

強度行動障害等への対応を要する利用者数

強度行動障害等への対応を要する利用者数について聞いたところ、児童発達支援で「強度行動障害への対応を要する利用者数」は0.1人、「医療的ケアを要する利用者数」は1.4人となっている。放課後等デイサービスで「強度行動障害への対応を要する利用者数」は0.5人、「医療的ケアを要する利用者数」は2.0人となっている。

図表 449 強度行動障害等への対応を要する利用者数

平均値(人)	児童発達支援 [N=748]	うち児童発達 支援センター [N=392]	うち児童発達 支援事業所 [N=356]	放課後等デイ サービス [N=767]
強度行動障害への対応を要する利用者数	0.1	0.2	0.1	0.5
医療的ケアを要する利用者数	1.4	1.6	1.2	2.0

医療的ケア対応

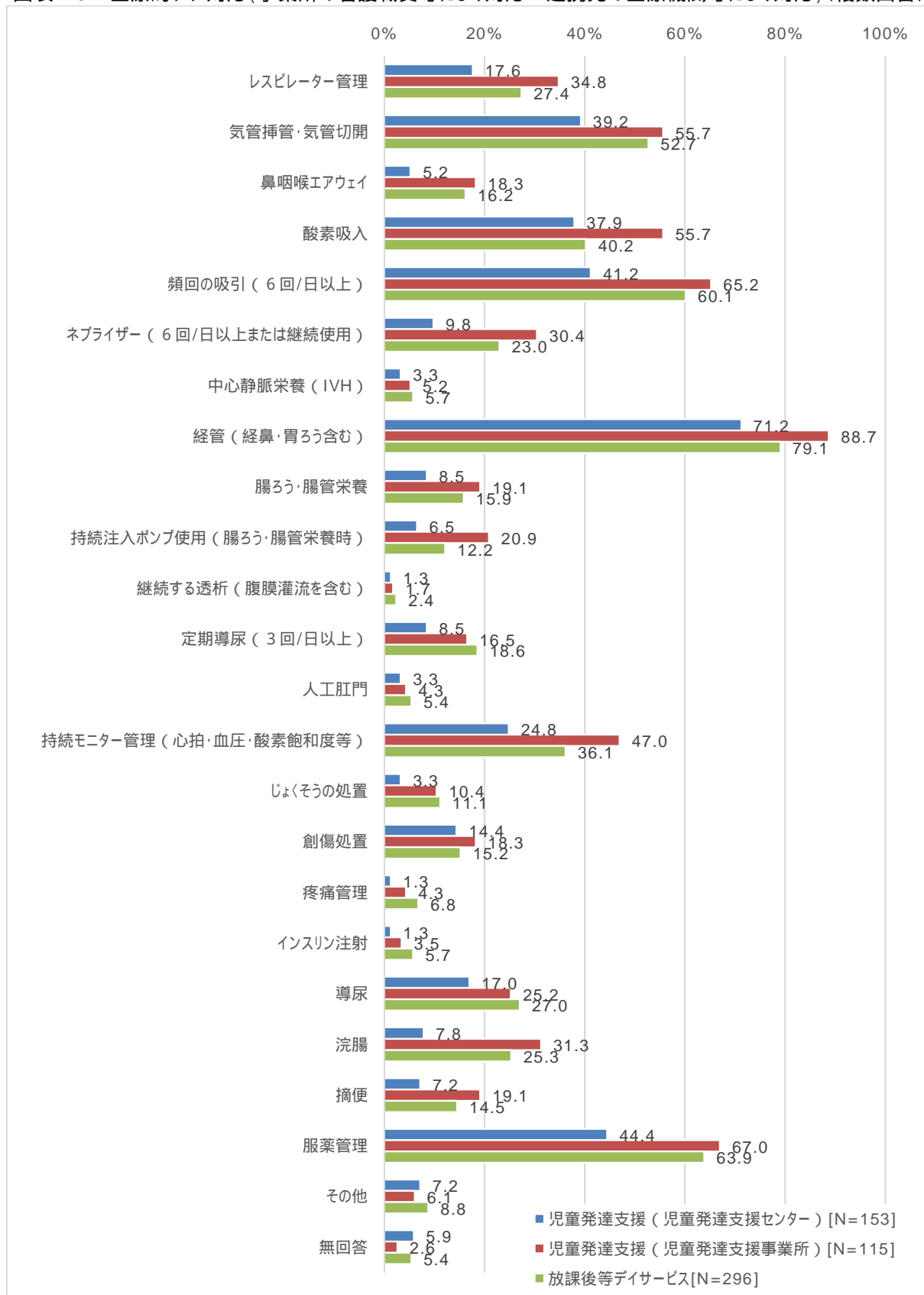
医療的ケアを要する利用者のいる事業所に、対応している医療的ケアを聞いたところ、児童発達支援、放課後等デイサービスともに、事業所の看護職員等により対応しているものが増えている。

図表 450 医療的ケア対応(複数回答)

(%)	児童発達支援 [N=268]		うち児童発達 支援センター [N=153]		うち児童発達 支援事業所 [N=115]		放課後等デイ サービス [N=296]	
	事業所の看護職員等 により対応	連携先の医療機関等 により対応	事業所の看護職員等 により対応	連携先の医療機関等 により対応	事業所の看護職員等 により対応	連携先の医療機関等 により対応	事業所の看護職員等 により対応	連携先の医療機関等 により対応
レスピレーター管理	23.9	2.2	16.3	1.3	33.9	3.5	26.7	2.0
気管挿管・気管切開	44.4	3.7	36.6	3.9	54.8	3.5	51.4	3.0
鼻咽喉エアウェイ	10.1	1.5	3.9	2.0	18.3	0.9	15.5	1.7
酸素吸入	45.1	3.4	37.3	2.6	55.7	4.3	38.9	2.7
頻回の吸引(6回/日以上)	51.1	3.0	41.2	1.3	64.3	5.2	58.4	3.0
ネブライザー(6回/日以上または継続使用)	17.9	2.2	9.2	1.3	29.6	3.5	22.0	2.0
中心静脈栄養(IVH)	4.1	0.0	3.3	0.0	5.2	0.0	5.7	0.3
経管(経鼻・胃ろう含む)	76.5	6.0	69.3	5.2	86.1	7.0	77.0	3.7
腸ろう・腸管栄養	11.9	1.5	7.8	1.3	17.4	1.7	15.2	1.4
持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)	12.7	0.0	6.5	0.0	20.9	0.0	12.2	0.3
継続する透析(腹膜灌流を含む)	1.1	0.4	0.7	0.7	1.7	0.0	2.4	0.3
定期導尿(3回/日以上)	11.6	0.4	8.5	0.0	15.7	0.9	17.9	1.7
人工肛門	3.7	0.0	3.3	0.0	4.3	0.0	5.4	0.3
持続モニター管理(心拍・血圧・酸素飽和度等)	34.3	1.1	24.8	0.7	47.0	1.7	35.5	2.0
じょくそうの処置	4.5	1.9	2.6	0.7	7.0	3.5	10.8	1.0
創傷処置	14.9	1.9	13.7	2.0	16.5	1.7	14.2	1.4
疼痛管理	2.6	0.4	1.3	0.0	4.3	0.9	6.1	1.0
インスリン注射	2.2	0.0	1.3	0.0	3.5	0.0	5.7	0.3
導尿	18.7	2.2	15.7	1.3	22.6	3.5	26.4	2.0
浣腸	17.5	0.7	7.8	0.0	30.4	1.7	24.7	1.0
摘便	12.3	0.0	7.2	0.0	19.1	0.0	13.9	1.0
服薬管理	51.9	3.7	41.8	3.9	65.2	3.5	62.8	2.7
その他	6.7	1.5	7.2	2.0	6.1	0.9	8.4	0.7
無回答	9.3	86.2	9.8	86.3	8.7	86.1	8.4	93.2

対応している医療的ケアについて、「事業所の看護職員等により対応」「連携先の医療機関等により対応」を合わせた対応状況を見ると、児童発達支援事業所の「経管（経鼻・胃ろう含む）」「服薬管理」「頻回の吸引（6回/日以上）」等が多くなっている。

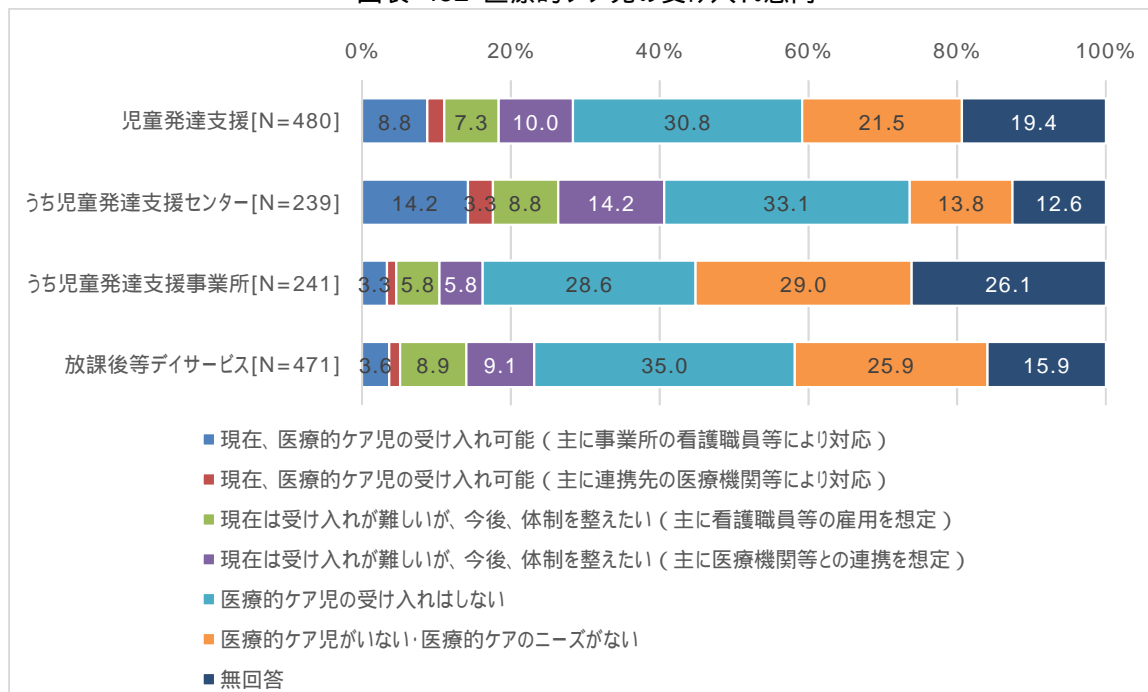
図表 451 医療的ケア対応(事業所の看護職員等により対応+連携先の医療機関等により対応)(複数回答)



医療的ケア児の受け入れ意向

医療的ケアを要する利用者のいない事業所に、医療的ケア児の受け入れ意向について聞いたところ、児童発達支援では「医療的ケア児の受け入れはしない」が30.8%、「医療的ケア児がいない・医療的ケアのニーズがない」が21.5%となっている。放課後等デイサービスでは「医療的ケア児の受け入れはしない」が35.0%、「医療的ケア児がいない・医療的ケアのニーズがない」が25.9%となっている。

図表 452 医療的ケア児の受け入れ意向

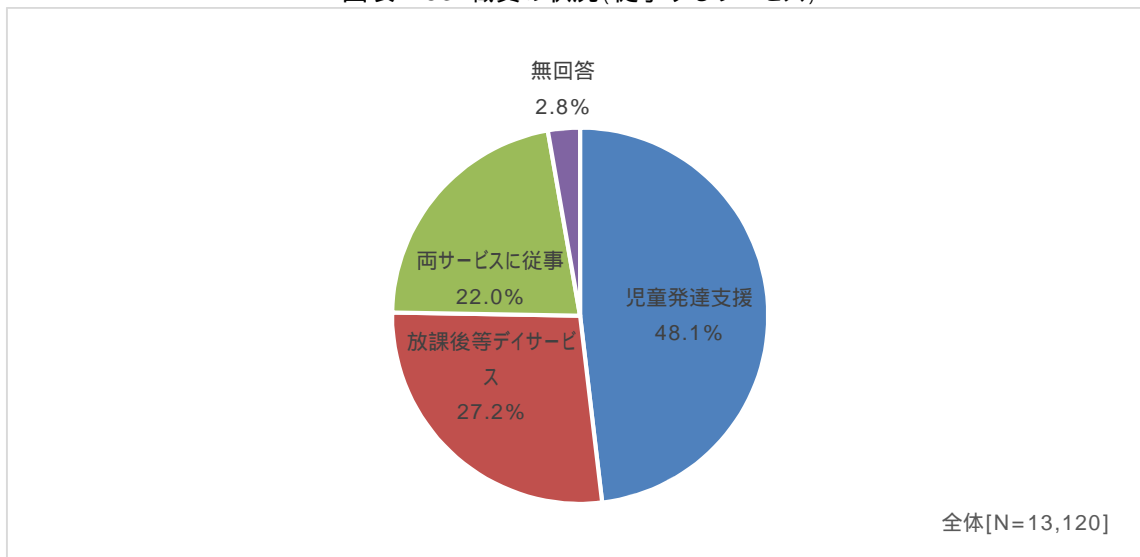


(3) 職員体制等について

職員の状況

事業所における障害児通所支援に従事する職員の配置状況を聞いたところ、13,120人分の回答があった。職員の従事するサービスは、「児童発達支援」が48.1%、「放課後等デイサービス」が27.2%、「両サービスに従事」が22.0%となっている。

図表 453 職員の状況(従事するサービス)



年齢は、全体の平均で42.1歳となっている。

図表 454 職員の状況(年齢)

平均値(歳)	全体 [N=12,786]	児童発達支援 [N=9,675]	うち児童発達支援センター [N=6,687]	うち児童発達支援事業所 [N=2,988]	放課後等デイサービス [N=7,237]
年齢	42.1	41.3	40.5	43.1	43.2

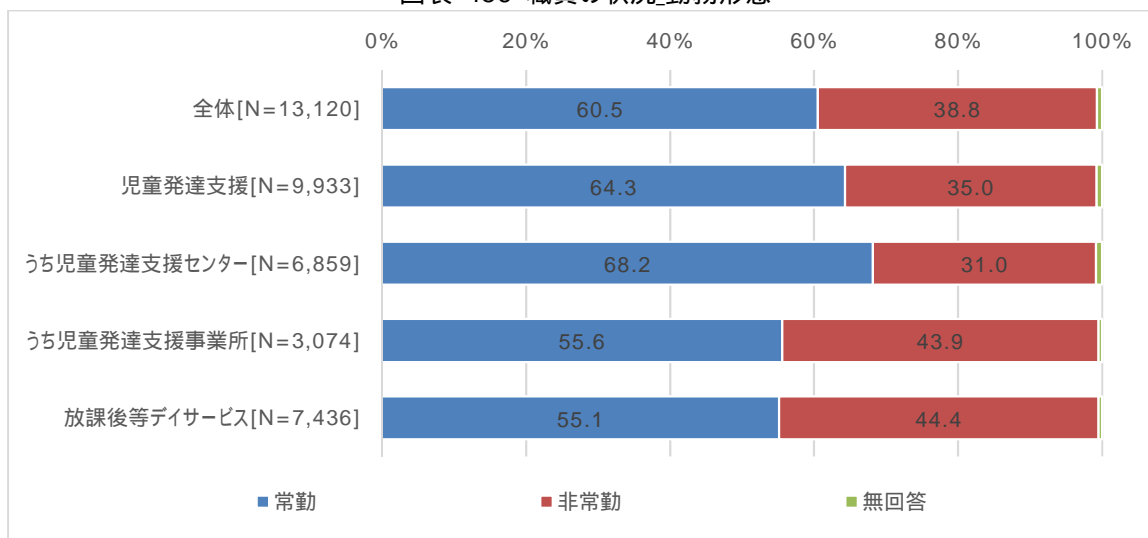
事業所での勤続年数は、全体の平均で4.0年となっている。

図表 455 職員の状況(事業所での勤続年数)

平均値(年)	全体 [N=12,842]	児童発達支援 [N=9,716]	うち児童発達支援センター [N=6,735]	うち児童発達支援事業所 [N=2,981]	放課後等デイサービス [N=7,277]
勤続年数	4.0	4.4	4.9	3.3	3.2

勤務形態は、全体で「常勤」が60.5%、「非常勤」が38.8%となっている。

図表 456 職員の状況_勤務形態



非常勤職員について、令和元年9月の勤務時間数、常勤換算人数を聞いたところ、勤務時間数の平均は46.5時間、常勤換算人数の平均は0.4人となっている。

図表 457 職員の状況(非常勤の勤務時間数)

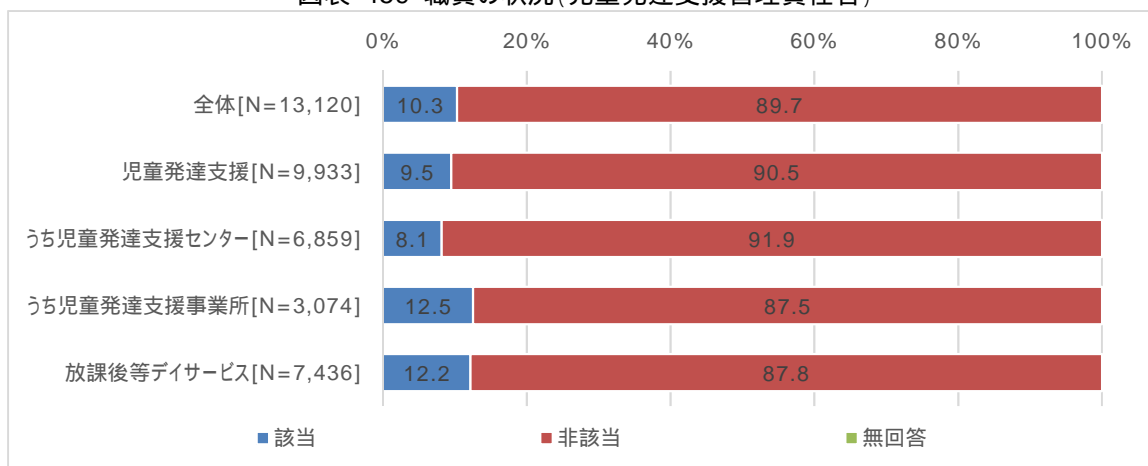
平均値(時間)	全体 [N=4,452]	児童発達支援 [N=3,094]	うち児童発達支援センター [N=1,969]	うち児童発達支援事業所 [N=1,125]	放課後等デイサービス [N=2,823]
非常勤職員の勤務時間数	46.5	48.2	48.9	47.1	45.5

図表 458 職員の状況(非常勤の常勤換算人数)

平均値(人)	全体 [N=4,452]	児童発達支援 [N=3,094]	うち児童発達支援センター [N=1,969]	うち児童発達支援事業所 [N=1,125]	放課後等デイサービス [N=2,823]
非常勤職員の常勤換算人数	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4

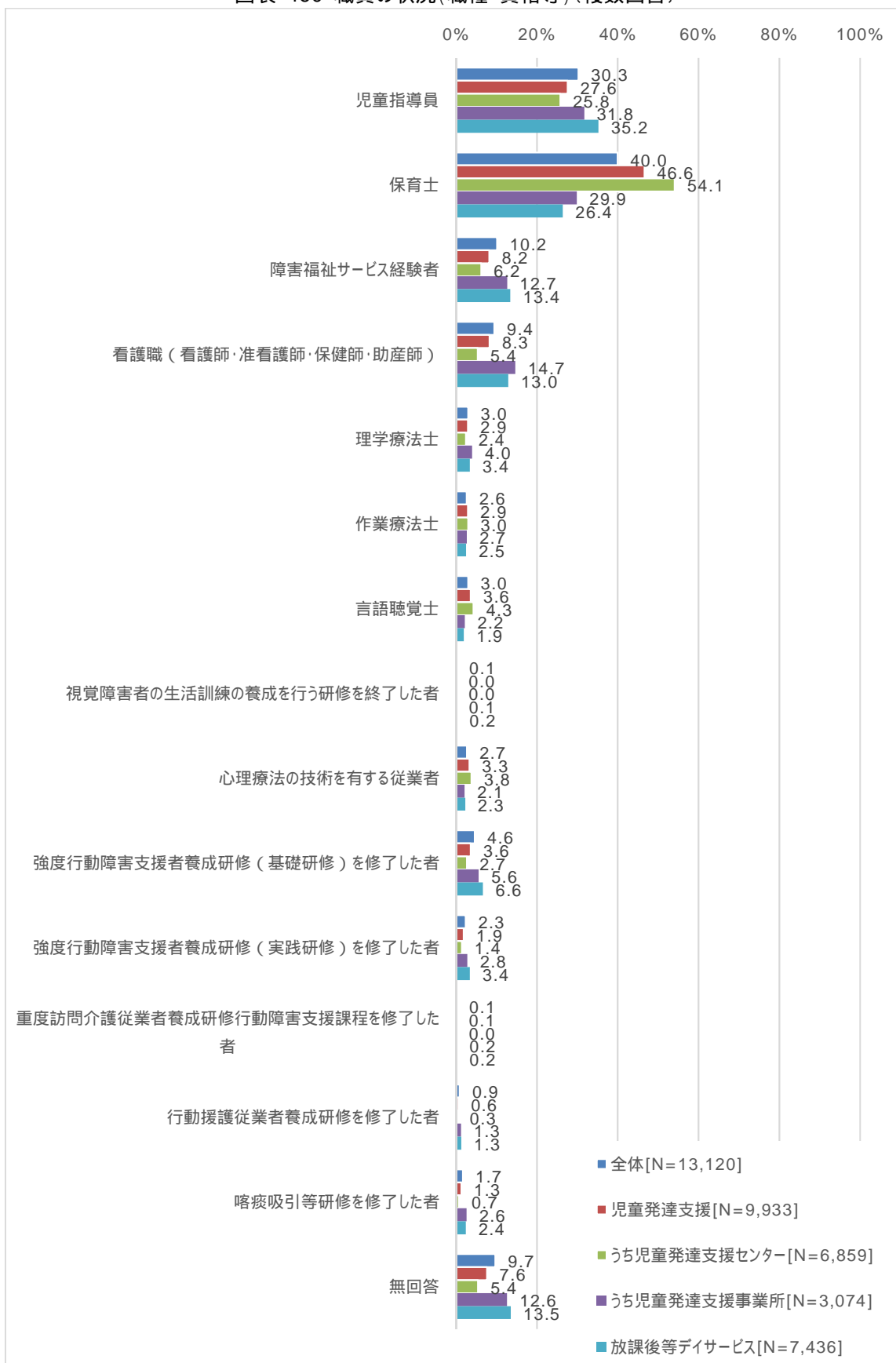
児童発達支援管理責任者かどうかを聞いたところ、全体で「非該当」が89.7%、「該当」が10.3%となっている。

図表 459 職員の状況(児童発達支援管理責任者)



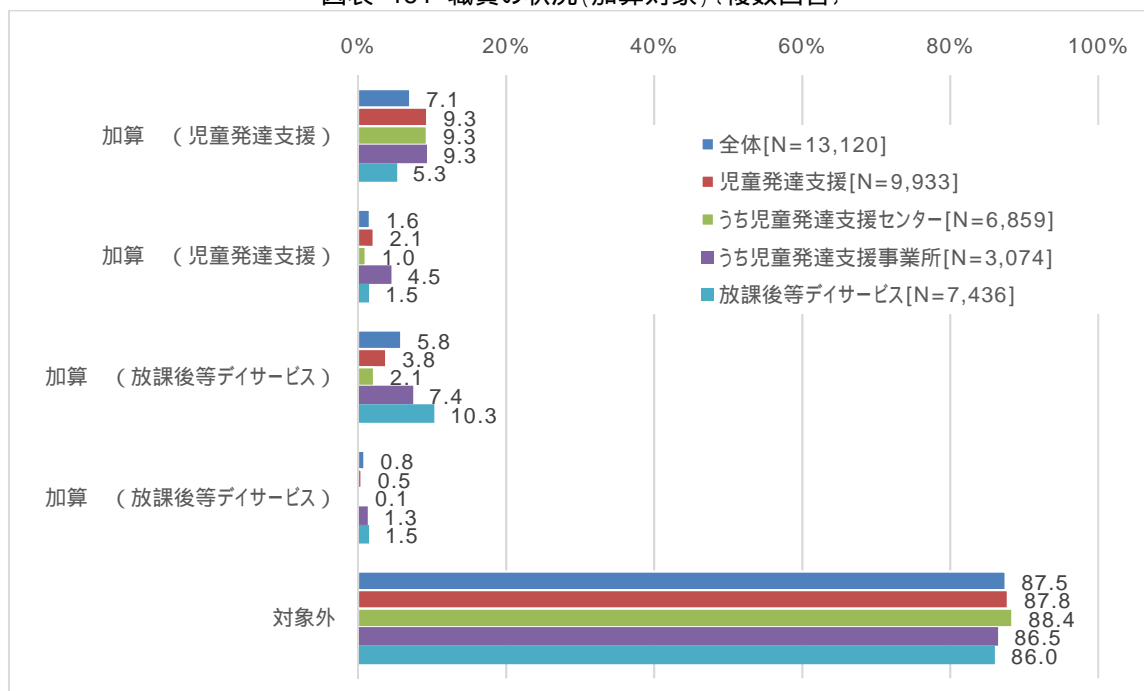
職員の職種・資格等については、「保育士」、「児童指導員」が多くなっている。

図表 460 職員の状況(職種・資格等) (複数回答)



当該職員が、児童指導員等加配加算の届出対象職員になっているかどうかを見たところ、「加算（児童発達支援）」の対象者が7.1%、「加算（放課後等デイサービス）」の対象者が5.8%、「加算（児童発達支援）」の対象者が1.6%、「加算（放課後等デイサービス）」の対象者が0.8%となっている。

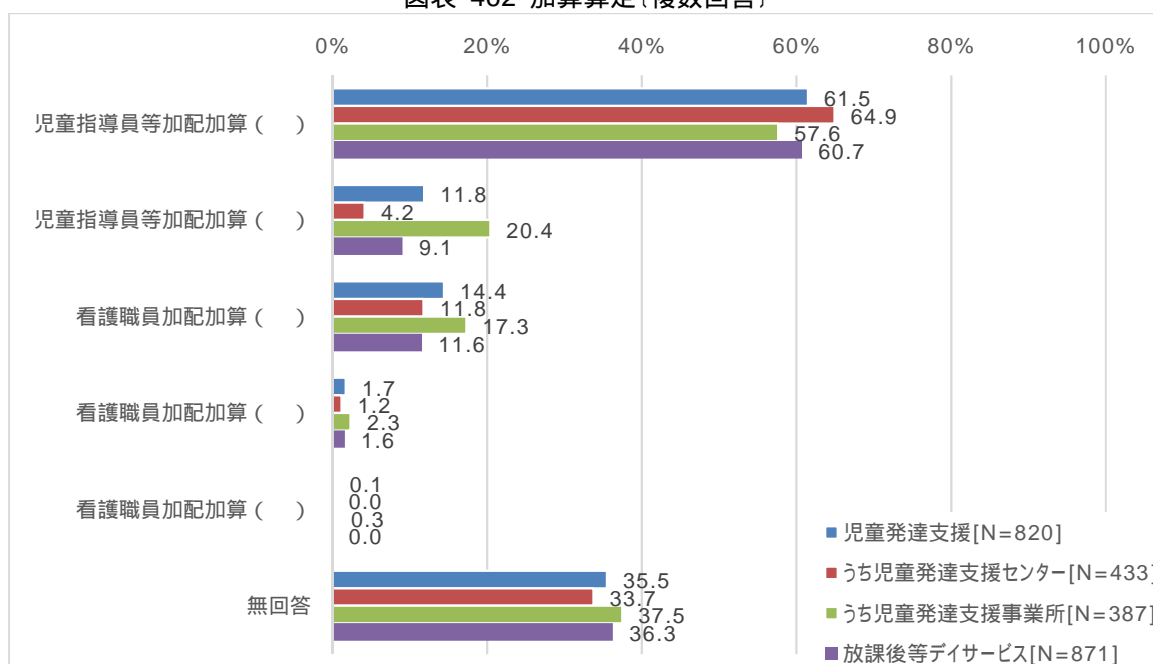
図表 461 職員の状況(加算対象)(複数回答)



加算算定の状況

事業所における加算算定の状況は、児童発達支援で「児童指導員等加配加算（）」が61.5%、「児童指導員等加配加算（）」が11.8%、「看護職員加配加算（）」が14.4%となっている。放課後等デイサービスでは「児童指導員等加配加算（）」が60.7%、「児童指導員等加配加算（）」が9.1%、「看護職員加配加算（）」が11.6%となっている。

図表 462 加算算定(複数回答)

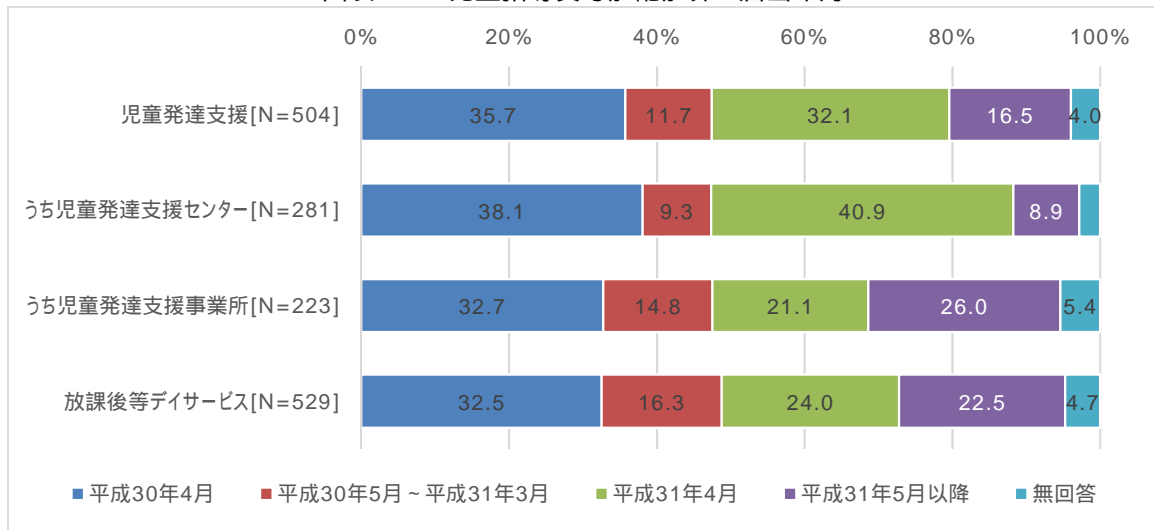


(4) 児童指導員等加配加算の状況

児童指導員等加配加算の届出年月

児童指導員等加配加算の届出をしている事業所に、届出年月を聞いたところ、児童発達支援で「平成30年4月」が35.7%、「平成31年4月」が32.1%、「平成31年5月以降」が16.5%、「平成30年5月～平成31年3月」が11.7%となっている。放課後等デイサービスでは、「平成30年4月」が32.5%、「平成31年4月」が24.0%、「平成31年5月以降」が22.5%、「平成30年5月～平成31年3月」が16.3%となっている。

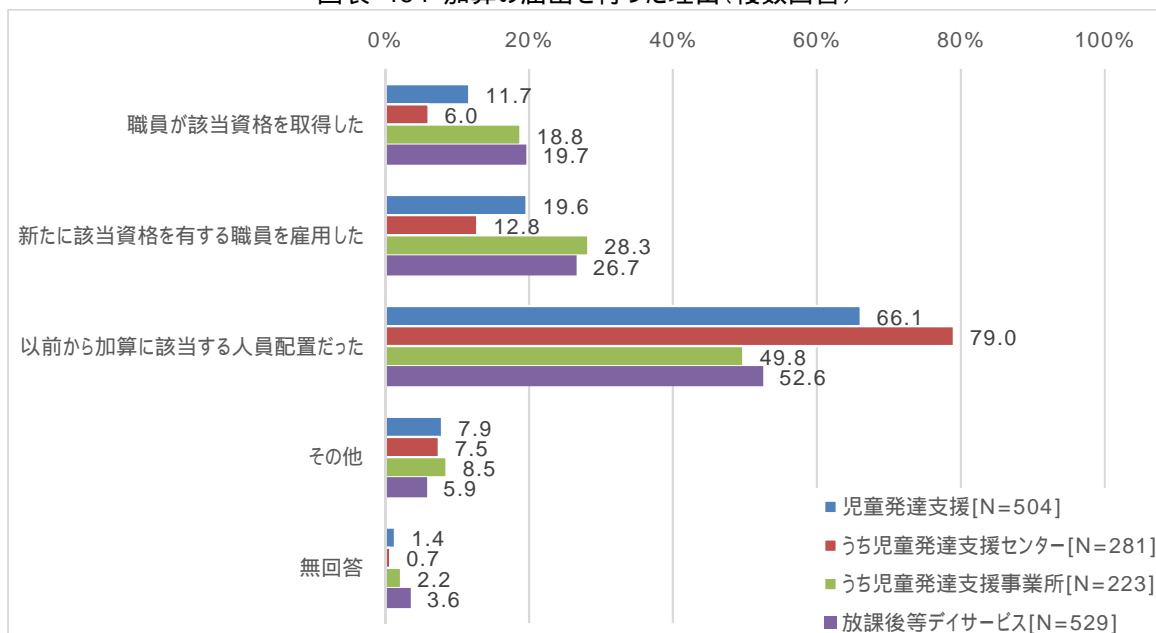
図表 463 児童指導員等加配加算の届出年月



加算の届出を行った理由

加算の届出を行った理由については、児童発達支援で「以前から加算に該当する人員配置だった」が66.1%、「新たに該当資格を有する職員を雇用した」が19.6%となっている。放課後等デイサービスでは、「以前から加算に該当する人員配置だった」が52.6%、「新たに該当資格を有する職員を雇用した」が26.7%となっている。

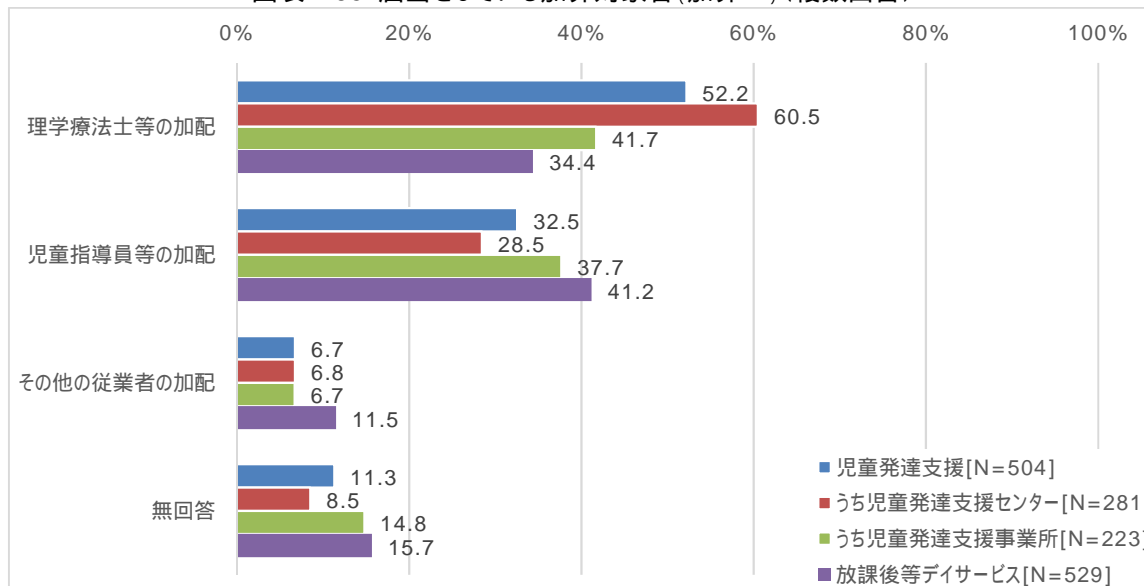
図表 464 加算の届出を行った理由(複数回答)



届出をしている加算対象者

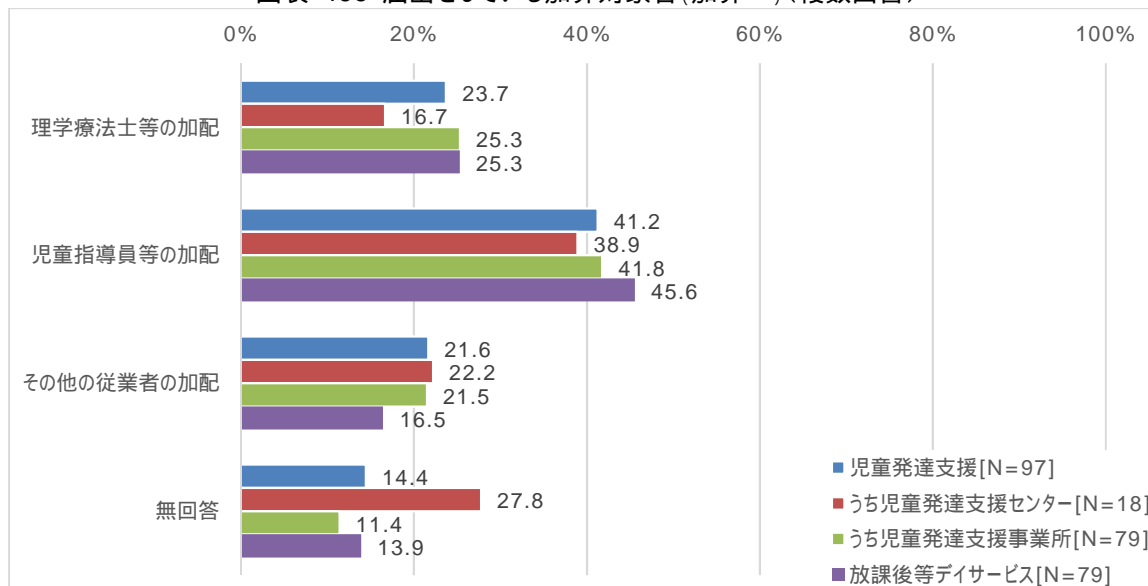
届出をしている加算対象者を聞いたところ、加算 については、児童発達支援で「理学療法士等の加配」が52.2%、「児童指導員等の加配」が32.5%となっている。放課後等デイサービスでは、「理学療法士等の加配」が34.4%、「児童指導員等の加配」が41.2%となっている。

図表 465 届出をしている加算対象者(加算) (複数回答)



加算 については、児童発達支援で「児童指導員等の加配」が41.2%、「理学療法士等の加配」が23.7%、「その他の従業員の加配」が21.6%となっている。放課後等デイサービスでは、「児童指導員等の加配」が45.6%、「理学療法士等の加配」が25.3%、「その他の従業員の加配」が16.5%となっている。

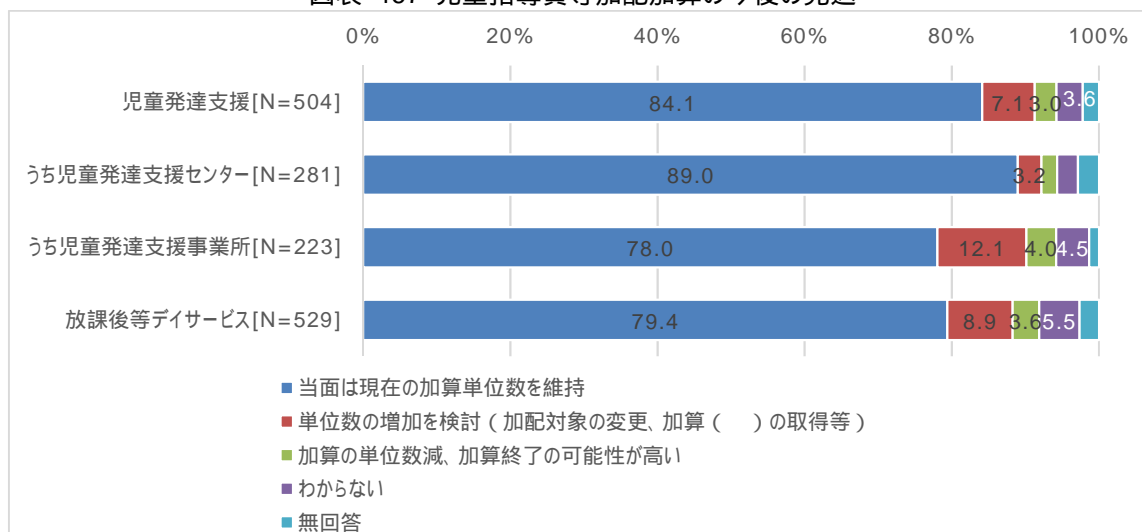
図表 466 届出をしている加算対象者(加算) (複数回答)



児童指導員等加配加算の今後の見込

児童指導員等加配加算の今後の見込については、児童発達支援、放課後等デイサービスいずれも、「当面は現在の加算単位数を維持」が多くなっている。

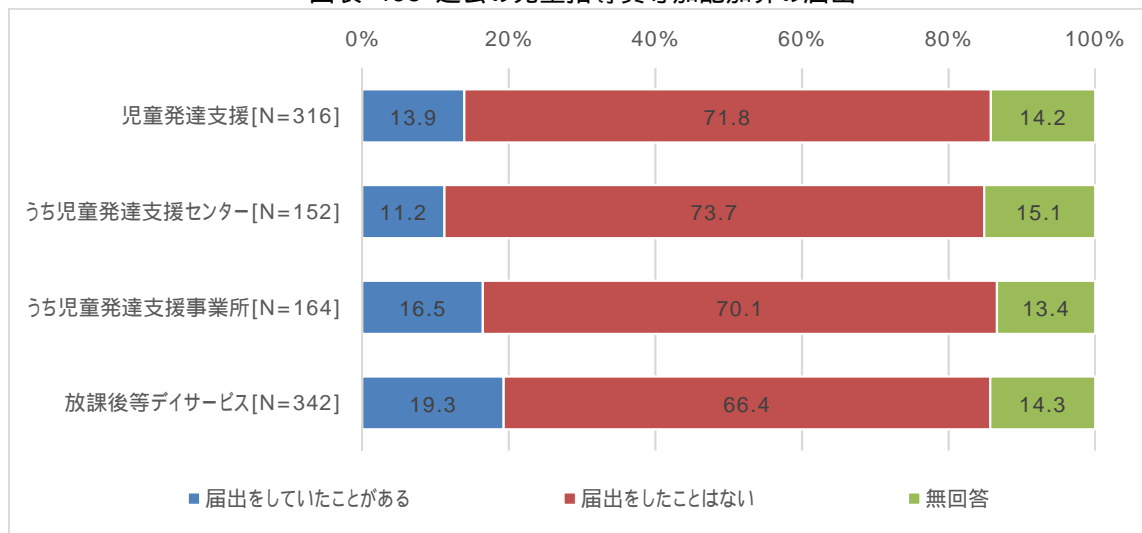
図表 467 児童指導員等加配加算の今後の見込



児童指導員等加配加算の届出をしていない事業所の状況

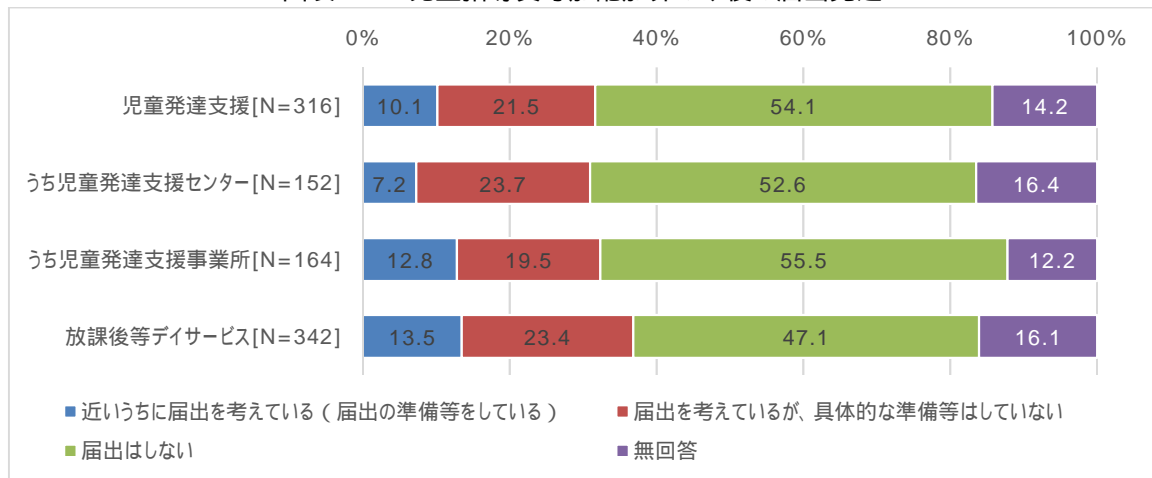
児童指導員等加配加算の届出をしていない事業所に、過去の児童指導員等加配加算の届出状況を聞いたところ、児童発達支援、放課後等デイサービスいずれも、「届出をしたことはない」という事業所が多くなっている。

図表 468 過去の児童指導員等加配加算の届出



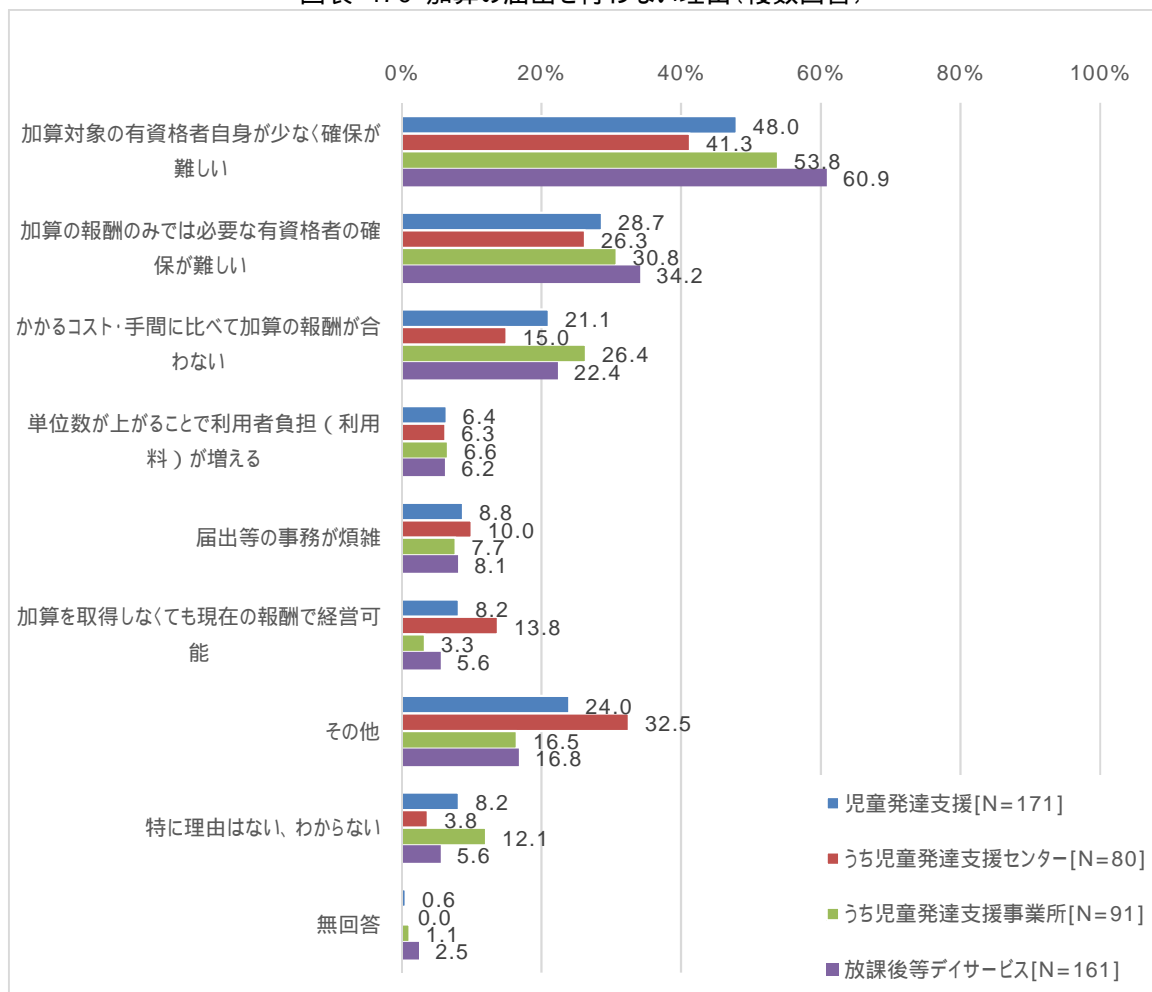
児童指導員等加配加算の届出をしていない事業所の、今後の届出見込は、児童発達支援、放課後等サービスいずれも、「届出はしない」がほぼ半数となっている。

図表 469 児童指導員等加配加算の今後の届出見込



「届出はしない」と回答した事業所に、加算の届出を行わない理由を聞いたところ、児童発達支援、放課後等サービスいずれも、「加算対象の有資格者自身が少なく確保が難しい」が多くなっている。なお、児童発達支援センターで「その他」が多くなっているが、センターや公営施設では加算算定ができないとするものが多くみられる。

図表 470 加算の届出を行わない理由（複数回答）

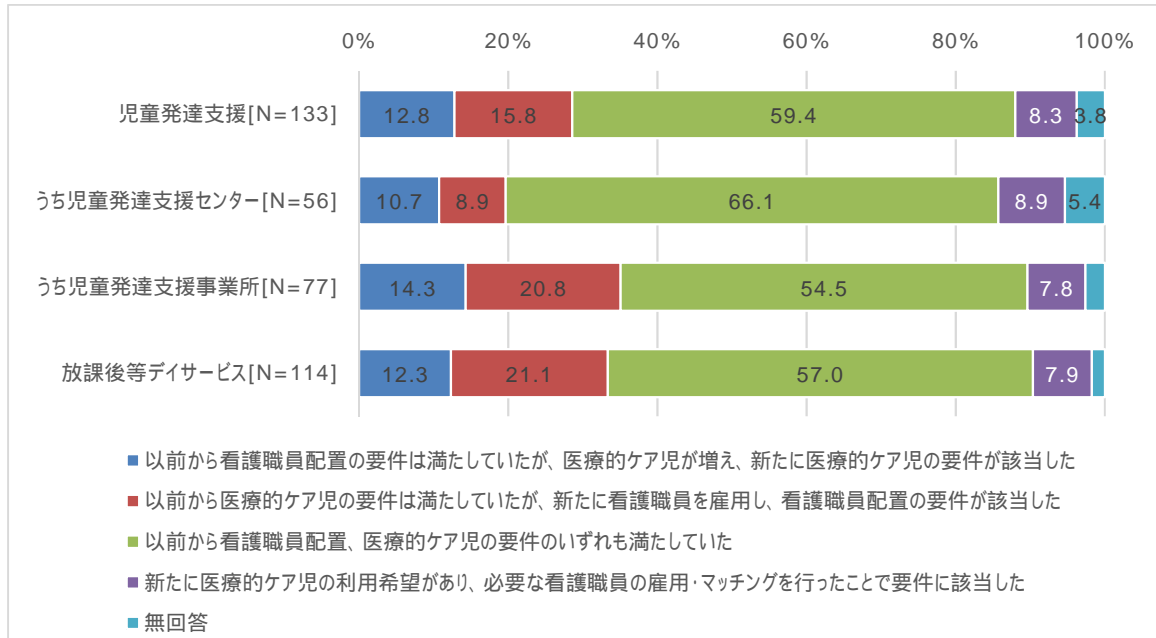


(5) 看護職員加配加算の状況

加算の届出を行った理由

加算の届出を行った理由について聞いたところ、児童発達支援、放課後等デイサービスいずれも、「以前から看護職員配置、医療的ケア児の要件のいずれも満たしていた」が多く、6割程度となっている。

図表 471 加算の届出を行った理由



(6) 重症心身障害児について

重症心身障害児の放課後等デイサービスからの移行人数

主に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所に、重症心身障害児が18歳以上になり退所した人数（平成29年4月～令和元年9月）を聞いたところ、移行人数の合計は平均1.3人、うち、「生活介護」への移行が1.1人となっている。

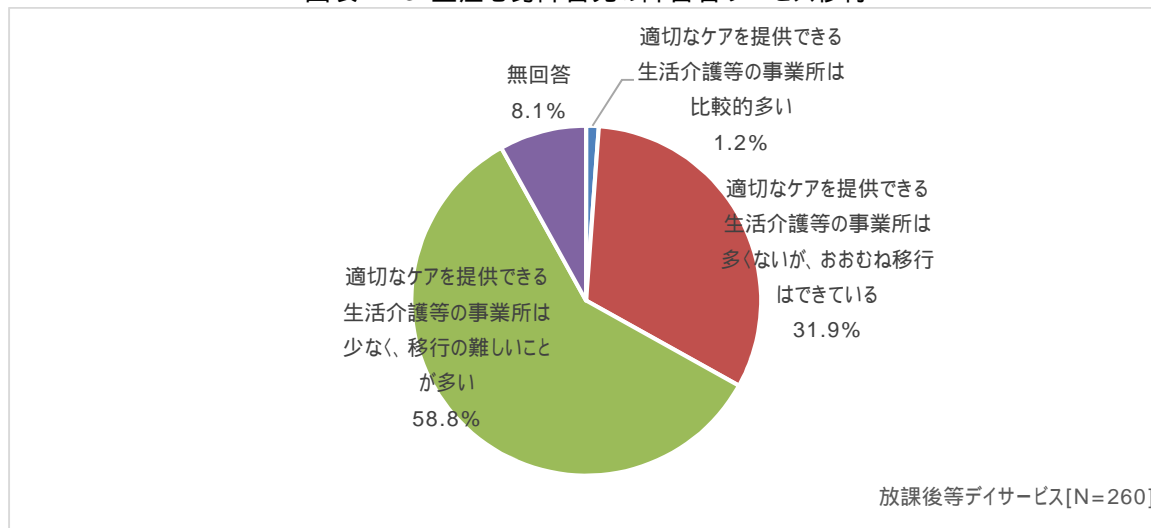
図表 472 重症心身障害児の移行人数

平均値（人）	放課後等デイサービス [N=227]
日中支援サービスを利用しない	0.0
生活介護	1.1
うち、自法人が放課後等デイサービスと多機能型として運営	0.7
うち、自法人の運営だが多機能型ではない	0.1
うち、自法人以外の運営	0.3
療養介護	0.0
その他の日中支援サービス（就労支援等の障害者通所サービス）	0.1
その他	0.0
合計	1.3

重症心身障害児の障害者サービスへの移行について

重症心身障害児の障害者サービスへの移行で感じることを聞いたところ、「適切なケアを提供できる生活介護等の事業所は少なく、移行の難しいことが多い」が58.8%と多く、一方、「適切なケアを提供できる生活介護等の事業所は多くないが、おおむね移行はできている」は31.9%となっている。

図表 473 重症心身障害児の障害者サービス移行



重症心身障害児を受け入れる生活介護等の運営等の課題

重症心身障害児を受け入れる生活介護等の運営等の課題について聞いたところ、「重症心身障害者に対する支援に必要な、十分な職員数を確保することが難しい」が62.3%と最も多く、次いで、「重症心身障害者の受け入れに適した施設・設備面の整備が難しい・コストがかかる」が58.5%、「重症心身障害者に対する支援に経験や専門性を有する職員が少ない・確保が困難」が58.1%等となっている。

図表 474 重症心身障害児を受け入れる生活介護等の運営等の課題(複数回答)

